



KOBE CITY of DESIGN

神戸市からのお願い

いやなこと しない させない よい関係

介護従事者へのこれらの行為はハラスメントにあたり、権利侵害です。介護従事者と利用者の信頼関係のもとに介護サービスは成り立っているため、ハラスメント防止にご理解とご協力をお願いします。



嫌がらせ
ハラスメントには種類があります

身体的暴力

精神的暴力

セクシャルハラスメント

介護サービスの利用者およびご家族へのお願い

介護サービス事業者等は、利用者やご家族との信頼関係のもと、よりよいサービスを提供できるよう努めています。一方で、近年、介護現場での職員に対する、利用者やご家族からのハラスメントが散見され、介護サービスの継続に影響を及ぼしています。介護サービスの円滑利用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

ハラスメントの具体例

身体的暴力



**身体的な力を使い、危害を及ぼす、
またその恐れのある行為**

- ⊗ たたく、ける、ひっかく、つねる
- ⊗ ものを投げる、唾をはく
- ⊗ 服をひきちぎる

精神的暴力



**個人の尊厳や価値を言葉や態度によって
傷つける行為**

- ⊗ 大声を発する、威圧的な態度
- ⊗ 理不尽なサービスを要求する
- ⊗ 特定の職員に批判的な言動

セクシャル ハラスメント



性的な嫌がらせ行為

- ⊗ 必要もなく身体を触る
- ⊗ ひわいな言動を繰り返す
- ⊗ ノード写真を見せる



ハラスメントに該当する行為が確認された場合、介護サービスの提供ができなくなることもあります。ただし、認知症などの病気や障害の症状として現れたものは、ハラスメントとして扱わず、よりよいケアにつながるよう、介護サービス事業所や介護施設がケアマネジャー、主治医等医療機関と相談して対応していきます。